

各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

里親等委託児童に係る障害福祉サービス等の措置の取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

先般、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日付け児家第50号厚生省通知）が改正され、里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童（以下「里親等委託児童」という。）が利用可能なサービスとして新たに生活介護が追加されたことから、本市においても里親等委託児童について、生活介護の利用を認めることとし、別添1のとおり取扱うことといたしますので通知します。貴事業所職員にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1 変更内容

変更前	里親等委託児童に係る生活介護の利用を <u>認めない</u>
変更後	里親等委託児童に係る生活介護の利用を <u>認める</u>

2 適用日

平成29年4月1日から適用する。

3 参考資料

「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の一部改正について（平成29年3月31日付け雇児福発0331第4号・雇児保発0331第3号・障障発0331第6号） 別添2

4 留意事項

本通知の発出に伴い、「里親委託児童等に係る障害福祉サービス等の措置の取扱いについて」（平成29年1月25日付け札幌第4711号）を廃止する。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181
E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp